

保護者各位

令和7年4月30日

那覇市立松島中学校

校長 大田 守利

(公印省略)

学校感染症に関する出席停止について

平素より、本校の健康教育、学校保健の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

学校においては今年度も生徒職員の健康と安全を第一に教育活動を推進する必要があります。つきましては、ご家庭の方でもお子さまの健康管理への御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 健康管理について

(1) 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、体調不良の場合は、生徒自身の体調管理のため、登校を控えていただくようお願いいたします。

(2) 学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条）による出席停止以外については 病欠扱いとなります。

☆学校感染症（第2種）：学校保健安全法施行規則第18条の出席停止期間

第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂痂化するまで
	咽頭結膜熱(7-ル熱)	主要症状が正体した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

○インフルエンザ：インフルエンザ経過報告書が必要です。「インフルエンザ経過報告書(保護者記入用)」は、松島中学校HP又は保健室にあります。

○新型コロナウイルス感染症：書類提出は不要です。

※学校感染症に感染した場合は、必ず養護教諭に連絡をください。

登校再開について確認します。